

戦後保育士養成のあゆみ (1) — 児童福祉法の制定と保母養成 —

高砂 朋子*

要約

わが国の保育所の歴史は、明治時代に遡ることができる。しかし現在に至る保育所の歴史は、わが国最初の福祉法である「児童福祉法」(1947年)によって、法制度として整備された戦後からはじまる。

したがって、それ以前は「保育所」という名称が定められておらず、そこで保育する者の資格や正式な名称さえも規定されていなかったことから、幼稚園の保母に準じて「保母」という呼称が使用されていた。

つまり、戦後「児童福祉法」に制定されるまでは、保育所で働く者を養成する教育内容や方法におけるその基準は皆無であった。

制定当時は、戦後の復興期にあり生活再建に追われた親と子どもの生活状況の中で保育問題が生じ、保育所整備や保母養成は緊急課題であった。

本稿では、そうした時代の流れを経て形成されてきた保育士養成の歴史的特質について整理し、特に児童福祉法成立期に焦点をしばって、「保母」の誕生と「保母養成施設」の設立に至った事実とその意味を明らかにすることを目的とする。

キーワード： 保母養成施設 保母 児童福祉法制定

2010年9月30日受理(理論)

はじめに

現在、保育所における乳幼児の保育は、幼稚園における幼児教育とを一体的に提供しようとする「こども園」の統合計画が浮上してきている。保育所と保育士養成の歴史は、戦後半世紀をこえた。社会の変化に伴って、その時々保育問題は、展望をもった改善策がとられてきた。これらの歴史的変遷に学ぶことは、今日の保育士養成のあり方を考える上で必要不可欠である。

現在に至る保育士養成の制度が確立された基礎は、児童福祉法成立期にある。わが国が戦後の混乱期から復興する時期、親たちの生活は再建に追われていた。多くの子どもと親が貧困な生活を過ごす状況の中で、保育問題が生じたのは当然のことであった。そういっ

た時代背景において、保育要求の必然性を述べるにあたり、子どもに対して、言い換えれば児童の福祉にどのようなまなざしが向けられ、児童福祉法が誕生したのかをここで捉えておきたい。

当時、厚生省社会局援護課長であり、児童福祉法制定の担当官として全力を注いだ松崎芳伸は、以下のよう述べている。¹

大人の世界だけを見た敗戦日本は、まことに生きる甲斐のないほど暗いものである。しかし、私達は、少なくとも私は、それでも何かしら生きる光明を見つけて毎日の営みをいとなんでいる。その光明とは、つきつめたところ、児童、子供にあるのではないかと思う。私は、かつて児童福祉法の第何次目かの草

*大阪健康福祉短期大学

連絡先

〒590-0014 堺市堺区田出井町2-8

大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科

E-mail: t.takasago@kenko-fukushi.ac.jp

案に「児童は、歴史の希望である」という言葉を使ったことがある。食糧難と、インフレと、道義の頹廢とにあえぐ敗戦日本に、生きる光明を与えるものがあるとすれば、それはやはりこの「歴史の希望」としての児童にはかならない。

松崎のいう「児童は歴史の希望である」というあたったかい眼差しをもった子ども観が、今日の子どもの福祉を切り拓いてきたといっても過言ではないだろう。しかし当時のものとは異なっているが、現代においても子どもの貧困問題は切実であり、すべての子どもの最善の利益が保障されているとはいえない。そうした時代の流れを視野に入れ、今日に至る保育士養成の歴史の変遷を明らかにする。

本稿では、児童福祉法制定により「保母」が誕生し、「保母養成施設」が設立されたいきさつについて、焦点をしばって究明していきたい。

なお、保育従事者の呼称を以下のように示した。「保母」は、戦前の幼稚園令等により幼稚園で保育にあたる者とした。戦後は「学校教育法」が制定され、「保母」は幼稚園の「教諭」とされた。そして、「保母」は、「児童福祉法」制定以後から1997年の改定まで児童福祉施設で保育する者の呼称であり、それ以降は「保育士」へと名称変更され現在に至る。その時代に使われていた名称を用いて表している。

第1章 児童福祉法と保母

保育の公的責任と保母資格

1945年の敗戦を経て、1947年12月、「児童福祉法」の制定²に伴い、わが国の保育制度が確立された。「児童福祉法」（法律第164号）では、第24条に、保育に欠ける乳幼児の公的責任として、以下のように規定している。

「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときはこの限りでない」。

その理念は、総則ですべての児童の出生と育成のための生活を保障することとし、保護者の養育責任を支援することを含めた公的責任を原理として、それを尊重することを定めたものである。

そして、保育所の目的は、第39条に以下のように規定された。³

「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」。

このように、保育所は児童福祉施設の1つとして位置づけがなされ、その目的が明文化された。

保母の定義は、1948年3月、「児童福祉法施行令」第13条によって、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」⁴と規定された。つまり、保母は法的根拠をもつ資格としてはじめて制度化されたのである。その理由について、鈴木政次郎(当時、厚生省児童家庭局の保育指導専門官)は以下のように述べている。⁵

「保母資格要件を明確にし、制度化した理由は、児童福祉法に基づき、その理由を実現していくためには、実際にその事業に携わるものが、ふさわしい資質と能力をもって仕事をしなければ不可能ですが、特に児童福祉施設で最も数も多く、実質的に児童の保護育成に大きな影響を与える仕事をしている保母について、この趣旨を明確に適用することによって、従来の児童保護に関わる保母とは一線を画して、新しく出発しようとしたのではないかと考えられます」。

保母の資格要件の明確化と制度化は、保母の専門性を構築する契機となった。

保母は、実際にその事業に携わる者としてふさわしい資質と能力が求められるという流れは、戦後における子どもの実態からみて、必要不可欠なことであろう。また、保母の定義が、保育所保育のみならず、児童福祉施設全般において保育に従事する者であるという領域についても明らかに規定された点は、専門職としての保育士職域拡大を考える上でも特筆すべきである。

保母資格の取得方法

保母資格を取得するための方法が、1948年に定義と同じく「児童福祉法施行令」第13条で規定された。⁶

「1. 主務大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、2. 保母試験に合格した者」である。すなわち、保母資格を取得するためには、2つの方法が設けられた。1つは、保母養成施設を卒業すること。もう1つは、保母試験に合格するという方法である。この2つの方法は、現在もなお継続されている。また、制度発足当時は、資格をもっていないが実際に

保育の仕事に就く者を対象に、「保母資格認定講習会」(1950年12月までの開催)という暫定的な措置がとられた。岡田他『戦後保育史』⁷によれば、資格取得を促進するよう経過措置が設けられたことが述べられている。この「保母資格認定講習会」は4期にわたって行われ、履修者17,580名が保母資格を取得したとされている。こうして保母の専門性の第一歩となる制度の整備が着手されていった。

1948年には、「保母養成施設の設置及び運営に関する件」⁸に関する通知が定められた。ここでは、保母養成施設の設置目的が次のように述べられている。

「この施設は、児童福祉法施行令第13条第1項第1号の定める主務大臣の指定する保母の養成施設であつて、児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする女子に対し、この事業に必要な理論及び実習を授けることを目的とすること」。これにより、保母養成施設の目的が具体化され、保母資格を取得するために必要な「理論」と「実習」を教授することをはじめで規定した。

保母養成課程(カリキュラム)

規定された学科目は、その数は21科目に及び、配当時間数は1,350時間と定められた。この他に実習の科目がありその内容は、「保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等」の研究及び実習である。この時点での実習の実施規定には「所長の指定する、児童福祉施設病院保健所等において保母実習生として行ふこと」とされ、配当時間数は「所長の定めるところによること」と規定されている。⁹

以上のように、1948年の制度発足時の保母養成課程(表2参照)¹⁰は、制定時の段階においては、各学科目の単位数ではなく総科目の総時間数のみの規定であつた。上述のように実習科目も、10項目が羅列的に位置づけられており、配当時間数はまだこの段階では所長が定めるとして、国の具体的な規定は示されていない。また、実習施設は、児童福祉施設と病院や保健所が位置づけられたことなどが特徴的である。

なお、2003年に通知された現在の「指定保育士養成施設指定基準」¹¹は、保育士養成施設の目的は以下のとおりである。

「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成することを目的とする」、「保育に関する専門的な知識及び

技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業機関としての性格を有する」。当時の目的に比較してみると、現在は専門的知識と技術の習得はもちろんのこと、そのためには幅広く深い教養を必要としていることがわかる。大きな相違点としては、現在では保護者支援が明文化されたことであろう。修業年限については現行と同様2年間である。

当時の規定をみる限り、保育に必要な「理論」と「実習」という簡潔な目的であつた。そのため、理論の科目は「教養科目」「必修科目」「選択必修科目」というような分野別に設定されておらず、「講義」や「演習」というような形式の指定もなかつた。設置科目の特徴は「小児病学」や「看護学」、「生理学及び保健衛生学」などが強調されているように見受けられる。戦後復興期における子どもの健康状態や心身の病等に関する科学的な見地をもたせ、戦災孤児を含む当時の子どもに対して、その生活基盤を保障するため児童福祉施設における保育が強調されていたのではないかと考えられる。¹²そういった子どものケアを必要とする職業として意識されていたからこそ、初期段階から「ケースワーク」や「グループワーク」が設けられていたことも特徴といえるのではないかと推察する。保母養成課程(カリキュラム)は、当時の保母養成課程を原型として捉えると、今日まで幾度かの改定がなされているが、これらの原型を留めながら現在に発展しているとみなすことができる。

保母養成施設の設置状況

1948年、全国で初めての保母養成施設が設置された。厚生省が「保母養成施設の指定に関する告示」(1948年7月)¹³において、「児童福祉法施行令第13条第1項第1号の規定による保母養成施設として次のものを指定し昭和23年4月1日からこれを適用する」と規定した。その保母養成施設は、3箇所の公立施設であつた。実際に開設された場所は、名古屋市・大阪府・千葉県であつた。3年後には、公立・私立の12箇所の保母養成施設が設立された。

児童福祉法成立期に誕生した保母養成施設の設置状況を概括すると以下の通りである。

1948年4月

公立3カ所(名古屋市、大阪府、千葉県)

1948年9月以降

公立3カ所（東京都、神奈川県、高知県）
私立1カ所（福岡保育専攻学校）
1949年4月以降
公立3カ所（福島県、岡山県、宮崎県）
私立1カ所（東京都社会事業協会附属更生保母学園）
1950年4月
公立1カ所（北海道）

第2章 保育所保母と幼稚園教諭

資格の明確化に至る変遷

明治時代の貧しい生活の中では、家事や子守りは少女たちの仕事であった。明治後期になると内務省のもとで感化救済事業が推進され、託児所もその対象となる。感化救済とは、『福祉社会事典』（1999、弘文堂）によれば、1908年から1916年ごろまでに広くもちいられていた呼称で、それまでの慈善事業では対応しきれなくなった社会問題に、行政主導による防貧と教化を重視する救済事業の組織化をはかったものとされている。

1938年には厚生省が設立され、同年に成立した「社会事業法」によって、託児所は社会事業の一環とされた。つまり社会事業法第1条の2に「育児院、託児所其ノ他児童保護ヲ為ス事業」と規定されたのである。しかし、この法律は監督的性格の強いもので、託児所についての立ち入った具体的事項については何も規定されていなかった。

そして、保育所が生まれたのは戦後のことである。1947年の「児童福祉法」で初めて法律の中に保育所として位置づけられ、法制度として整備されることになった。「児童福祉法」に制定されるまでは、「保母」という名称もまた法的にきまっておらず、保育所での保育内容や方法におけるその基準も皆無であった。

一方、幼稚園であるが、1876年に東京女子師範学校附属幼稚園にその起源をみることができる。幼稚園は保育所と異なって、戦前から法制度が整備されていた。幼稚園の保育者は「保母」であり、その資格要件は「幼稚園令」に明示されていたところに託児所で働く「保母」との大きな違いがみられる。戦後は、「学校教育法」（1947年）によって、その名称は幼稚園の「教諭」となり免許規定がなされた。

保母資格の整備

前述したように「保母」という名称は、大正15年に

制定された「幼稚園令」の第9条により、「保母ハ幼児ノ保育ヲ掌ル 保母ハ女子ニシテ保母免許状ヲ有スル者タルヘシ」¹⁴と規定されていた。この保母免許状は保母検定に合格することによって授与され、制度として明確な位置づけがなされていた。¹⁵

一方、当時、託児所等従事者の免許・資格制度は設けられていなかった。1942年3月の文部省調査によれば、託児所等(保育所としての制度が確立する前段階の所)で保育に従事して働く者は「4,303人中、幼稚園保母の免許取得者は29%とされている」¹⁶と報告されている。このことからわかるように、託児所等において保育従事者の約3割が、有資格者であったことがわかる。

1948年の「児童福祉法施行令」により、保母の資格要件が制度上明確に位置づけられた。保母は「児童福祉施設において児童の保育に従事する女子」と明文化されたのである。それに伴い、かつて、幼稚園で保育する者をさす職名として用いられていた「保母」、または、それに準じて託児所等の児童保護施設において働く女子も使用していた「保母」は、児童福祉法の成立によりはじめて法的な根拠をもつ資格とされたのである。¹⁷

そして、その資格要件は、保母を養成する学校その他の施設を卒業するか、もしくは、保母試験に合格するものとされた。

「学校教育法」制定と幼稚園の「教諭」養成の土台形成

保母は、述べてきたように戦前では「保母」という表現ではあるが、これは幼稚園で保育にあたる者の資格要件を表すものとして用いられていたのである。ここでは保母資格とその養成を言及する前に、幼稚園教諭の養成課程について述べておく。

1947年、「教育基本法」と共に「学校教育法」が制定された。当時、文部省で学校教育法制定に関わった坂元彦太郎¹⁸(当時、文部省初等教育課長)は、「終戦後、教育の建て直しをして新しい制度をたてる、すなわち、民主主義的な教育理念を基調として、いわゆる単線型の統一的な学校体系を確立するには、全教育部門を一本化した総合的な法律をつくる以外には外には道がない、と考えられるようになりました」と、証言している。政府部内にそうした統一的な学校体系をつくる考え方が高まり、立法の草案がつくられるようになったのである。こうして、各種学校ごとに複線型に制定され、統一性を欠いていた戦前の勅令は廃止された。基

本的理念である「教育基本法」のもと、「幼稚園令」「国民学校令」など、各々校種の性格や具体的な事項等は「学校教育法」に統合され、わが国の教育に関する基本的な法令が統一されていった。

「学校教育法」第1章総則第1条には「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」¹⁹と定義した。

坂元は、幼稚園を学校教育法の中に一本化する意義について、以下のように述べている。²⁰

「従来、幼稚園は学校と違う機関とされ、必ずしも、他の学校なみの処遇を受けていなかったのです。税制からいっても、先生の待遇からいっても、むしろ差別的な扱いを受けていたのです。そうした扱いから離れて、小学校等とならんで正規の教育の一環であることが認知されるのが、学校教育法に入ることの最大の意味でした」、と当時の状況を述べている。岡田らの前掲書によると、そうなることへの大変な反対があったようだが、「学校教育法」(1947年)が公布されたことから、幼稚園は学校の種類となり、幼稚園の「保姆」は小学校と同様に幼稚園の「教諭」となったのである。そして、「学校教育法」のもとに、1949年には「教育職員免許法」が成立し、「教育職員免許法施行規則」及び「同施行法施行規則」が制定されたことにより、単位取得方法についても規定された。

「教育職員免許法」²¹は、第1条目的で「教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ること」とし、第3条では「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と定めた。こうして幼稚園教諭の免許状を取得するための大学における最低修得単位数が示された。²²また、「教育職員免許法」は、1953年に一部改定され、大学における教員養成の課程認定制が実施された。これに伴って、この当時の幼稚園の教諭免許状を付与できる課程認定を受けた大学数は64校(1954年4月)であった。²³このような変遷を経て幼稚園の「教諭」養成の土台が形成された。

第3章 保母養成施設の設立

児童福祉法制定当時、つまり戦後の混乱期には、戦災孤児や浮浪児が数多くいた。生活が困窮した状況下で、親たちは復興をめざして必死に働かざるをえなかった。そうした実態から保育問題が生じたことは必然であった。児童福祉法の総則にあるように、児童福祉

の理念や児童育成の責任が謳われ、この法律は、その実現にむけた知識と技術をもった職業人の養成に、大きな一歩を踏み出す転機となった。今日に至る保母養成のはじまりといえる。

保母養成の基準

1948年4月には、児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」が都道府県知事宛に出された。これは、わが国初めての保母養成課程に関する規定である。一方、このように規定されるということは、新設・既設ともに保母養成施設は、示された基準を満たさなければその指定を受けることができなくなったわけである。

制度発足時の保母養成施設の修業学科目及び配当時間数などの要件²⁴は、以下のとおりである。(表1・表2参照)

表1 制度発足時の保母養成施設の修業学科目及び配当時間数などの要件

設立者	①設立者…国又は地方公共団体 ②厚生大臣の承認を得た法人又は団体
職員の組織及び資格	①組織…所長・教諭・講師・事務職員を置く。所長、教諭は専任とする。教諭は生徒数30名につき1名置く。講師は、教諭の担任しない学科目につき1名以上置くこと。 ②資格…所長・教諭・講師は、学校教育法による大学教授又は高等学校の教諭の資格をもつ者。児童福祉関係事業の従事者及び医師等で厚生大臣の承認を得た者であること。事務職員は、所長の定めるところによる。
生徒定員	30名以上とする
修業年限	2年とする
修業学科目及び配当時間数	表2参照
入所資格	①学校教育法による高校卒業又は同程度の者、若しくは通常課程12年の学校教育を修了した者、②満18歳以上の女子であって、児童福祉施設において2年以上の児童の保護に従事したもの、 ③厚生大臣の認定を得た者

【出典】岡田他、1980、『戦後保育史』第1巻(p.261-資料1)、フレーベル館と内容は同様であるが、表示をかえている。また、それらは、児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集成』下巻(p.527)、ドメス出版のものと同様である。

表2 制度発足当時の保母養成施設の学科目及び配当時間数

(昭和23年4月8日児発第105号児童局長通知)

学科目	配当時間数	学科目	配当時間数
倫理	40	グループワーク	40
教育学及び教育心理学	40	自然研究及び社会研究	80
保育理論	160	音楽	200
児童心理学及び精神衛生	150	リズム	80
生理学及び保健衛生学	80	遊戯	80
栄養学	40	お話	40
育児法	40	絵画	40
小児病学	40	製作	40
看護学	40	英語	40
社会事業一般	40	児童の福祉に関する法令	特別講義
ケースワーク	40	計	1,350

(注)他に、保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等の実習がある。

【出典】岡田他、1980、『戦後保育史』第1巻(p.261-資料1)、フレーベル館と内容は同様であるが、表示をかえている。また、それらは、児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集成』下巻(p.527)、ドメス出版のものと同様である。

このように、「保母養成施設の設置及び運営に関する件」に関する通知が出されたことによって、幼稚園に準じた養成課程とは別に、初めて保母養成の枠組みが定められたといえる。

そのような要件のもとで、1948年4月から1950年10月に指定施設とされた保母養成施設の設置状況と生徒・職員数は、以下に示す通りである。

設置状況は、名古屋市、大阪府、千葉県、東京都、神奈川県、高知県、福島県、岡山県、宮崎県、北海道の10箇所であった。これらはすべて公立施設である。その定員は60人の施設が10箇所で生徒数は合計740人とされている。また職員数は合計23人であったことが記されている。加えて、私立が福岡保育専攻学校、東京都社会事業協会付属厚生保母学園の2箇所に設けられた。²⁵ こうして保母養成は、従来の幼稚園の「保姆」や戦後の幼稚園の「教諭」とは異なる独自の制度を構築したのであった。

保母養成施設の誕生(名古屋市保母養成所)

わが国の保母養成施設は、名古屋市・大阪府・千葉県に設置されたのが始まりとされている。全国に先駆けた代表的な保母養成施設の資料を入手した。「名古屋市保母養成所」は1946年に誕生し、1948年の厚生

省通知「保母養成施設の指定に関する告示」²⁶では、「名古屋市立保育専門学園」という名称で保母養成施設として指定された事がわかる。その後の「名古屋市立保育短期大学(現在は名古屋市立大学)」が発行した『50年史』²⁷に保育士養成の歴史の変遷が綴られている。ここでは、名古屋市の保母養成施設の誕生とその経緯について紹介し、わが国において、初めて保母養成施設が誕生した状況を明らかにしたい。

1946年4月、「名古屋市保母養成所」(名古屋市昭和区白金町)が誕生した。保母養成施設設立の経緯は、『50年史』に収録されている『あかねさす』²⁸という、この「名古屋市保母養成所」を巣立った卒業生や関係者の思い出などが綴られた文集の中で明らかにされている。その中で、当時専任教員として着任していた甲斐久生は次のように述べている。²⁹

「1946年から1948年の頃の名古屋市は戦禍を受けて焼野ヶ原となり、衣食住に事欠き、大人はおしなべて荒廃から立ち直るために専念した時代でありました。市外に疎開していた者は市内への転入を禁止されていた時代でした。幼い子ども達だけが取り残され、放置されていた時代でした。この子ども達を救わねばならない、そのためには子ども達の世話をする保母養成が急務であるとしてこれに取り組まれたのが、珠川先生でした。3ヶ月、6ヶ月、1年の短期の保母養成所をつくられ自ら先頭に立って火の玉のように活躍された姿が偲ばれます」。

このように、戦禍を被った劣悪な状況の中で、子どもの生命に関わる育ちを支える保母養成は必要且つ緊急課題であり、実際に保母養成所が起動したことが語られている。

そして、白金児童館(名古屋市保母養成所の跡地に設置された)³⁰の四十五年史である『社会館から児童館・保育園へ』³¹と題する書物でも述べられている。

「戦争遂行という国家目的のため、総てを堪え忍んできた国民の、敗戦によるショックを、如何にやわらげるかが国家的課題となり、その面から隣保事業も本来の姿勢にかえることになった。(中略)翌1946年2月、新時代の旗手をめざす女性を集めて、戦後の名古屋市保母養成講習会が開かれ、4月には保母養成所として3階の一角に定着したが、これが館の将来に大きく影響するとはだれも予想しなかった。(中略)2月に始まった保母養成講習会は4月に終了し、修了者49名は4月入所の保母養成所生徒と交錯するように第一線に出発

した。この養成所は当初本庁主幹課長が兼務していたが、後には中央社会館長が兼務することとなった。」

このように、戦禍の下で1年の経過を待たないうちに、社会館の一角において、名古屋市保母養成講習会が開催されていた。

そして、養成施設が同年4月に設立される以前に実施された講習を修了した49名が、養成所から第一線の保育現場に就いていることがわかる。

最後に、珠川善子(当時の教員で、後の2代目学長となる)の記述による「保育専門学園要覧」³²(1946年名古屋市保母養成所として誕生。1948年厚生省告示時、名古屋市立保育専門学園)の沿革では、保母養成講習会の実施の様子が紹介されている。

「ここに於いて本市では1941年、1942年度に於いて、戦時保育所30カ所の増設を実現に移したのである。同時にこれに従事する保母の養成機関設置が緊急となり、前後5回にわたり3ヶ月及至6ヶ月の臨時保母養成講習会を開催してこれにあてたのである。しかしながらこれはいずれも臨時的にその需要を満たしたに過ぎず、継続的のものではなかった。1946年4月旧名古屋中央社会館内に職員の養成機関を設置し、名古屋市保母養成所として基本的に養成事業開設の決定を見るに至った。ここに本学園の起源がある。」

全国に先駆けて保母養成事業を実施していた名古屋市では、1930年代頃より保育施設が増設していく経過で第2次世界大戦が起こり、戦時保育所の必要性が増していったことがわかる。子どもの生命を守り育む保母の需要が必要不可欠であり、臨時的な講習会が開設される段階を踏んで、戦後の保母養成所の誕生へ向かっていった歴史の変遷がうかがえる。名古屋市立短期大学は保育士養成の短期大学として、優れた保育士を社会に輩出されていることを付け加えておきたい。

保母養成所における養成課程(名古屋市立保育専門学園)

以上のような経過を経て、1946年4月に、名古屋市保母養成所が誕生した。当時の「名古屋市保母養成所規則」³³は、以下のように構成されている。ここでは、この規則にみられる主に学科目や授業時間数などをみてみたい。

「第1章 総則、第2章 職員、第3章 学期及び休講日、第4章 学科課程及び授業時数、第5章 入所、第6章 休所及び退所、第7章 学費、第8章 試験

及び卒業、第9章 賞罰、付則」である。

名古屋市保母養成所の目的は、「保母タルニ須要ナル知識及技能ヲ教授シ併セテ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス」である。このように、保母に必要な知識と技術を教授することを養成の目的としている。修業期間は、6ヶ月であり、定員は85名である。

養成課程における学科目や授業時間数は、以下のとおりである。学科目は全て講義で、学科目ごとに時間数(以下、()内は時間数を示す)が定められ、単位化されていないことがわかる。教育(心理を含む)(80)、公民(実践倫理を含む)(30)、物象生物(40)、図画(30)、音楽(70)、工作(30)、育児保健(40)、小計は320時間である。保育実習(300)を含めると合計620時間である。保育実習(300)に注目すると、講義時間数の小計(320)とほぼ同じ時間数が定められており、実習が強調されていることがうかがえる。さらに、「保母ノ実習ハ本市ノ幼稚園、保育園及其ノ他必要ナル場所ニ於テ之ヲ行フ」とし、名古屋市の幼稚園、保育園及びその他で行うこととして位置づけていることが分かる。

保母養成指定要件の見直し

1951年の「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」を受け、「児童福祉法施行規則」第39条に7か条の規定が新たに加えられた。³⁴

それは、保母養成施設の指定要件、指定の手続き、指定施設の監督、指定の取り消し等である。

指定要件には、以下の7項目の要件が新しく盛り込まれた。

- ① 入所資格が高校卒業及び同程度の者であること(18歳以上の女子で児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与えることもできる)
- ② 修業年限が2年以上であること
- ③ 所定の修業教科目及び単位数を所定の方法により履修させるものであること
- ④ 適当な建物及び設備を持っていること
- ⑤ 学生定員は100人以上とし、1学級50人以上であること
- ⑥ 専任教員数は、おおむね学生40人に1人以上置くこと
- ⑦ 管理及び維持の方法が確実であること

これらの改正の特徴は、1 つは定員が 30 人から 100 人以上へと大幅に増員されたことである。さらに建物や設備について指定要件にもりこまれたことなどが挙げられる。入所資格や修業年限などは、初めて設けられた指定要件と比べて大幅に変わらないまま現行に引き継がれていることがわかった。

後の 1952 年、厚生省告示第 33 号により、履修科目及び授業時間数が改定された。これにより、修業教科科目が時間数の規定から単位化³⁵されている。修業教科科目数は、実習を含めた 21 科目が、2 類に分けられ科目数が増設されている。必修科目は、実習を含めて 26 科目 87 単位である。また選択科目は、7 科目 13 単位というように編成された。

このように、最初の養成課程では 21 科目の羅列されていた修業教科科目が、必修科目と選択必修科目に分類整理して規定された。また、各々の科目の時間数が示されていたに過ぎないが、改正により全ての科目において単位化されたのである。

この改正は、次代の保母の資の向上と増員を意図して行われており、学科目及び授業時間数は、短期大学の設置基準に準じて定められている。1954 年には、41 箇所（短期大学 11 箇所を含む）の保母養成施設が指定されたことに触れておく。この時点で、履修教科科目は、平均 95 単位であり、幼稚園教諭等他の職種と同時に養成することは困難な養成システムであったことが指摘されている。³⁶

初めて保母養成課程が改正されたのは、短期大学での養成課程に拡大する方向性をもった再編成であり、その後増設されていく短期大学にとっては重要な意味をもった見直しといえる。

この後、短期大学として発展していく 1950 年代後半以降の歴史的変遷の究明は、今後の課題としたい。

おわりに

以上、戦後児童福祉法制定により保母が誕生し、保母養成施設が設立されていく 1950 年代までの歴史的変遷を捉えた。

わが国初めての福祉法である「児童福祉法」に児童の権利の尊重が明文化されたことは画期的なことであった。総則では、すべての児童の健康な生活を保障することを理念とし、その保護者の養育責任を支援することを含めた公的責任を原理として、それを尊重することを規定したのである。そして、第 24 条には保育に

欠ける乳幼児は市町村の義務として保育する公的責任を明らかにし、第 39 条で「保育所」とその目的が示されたのである。

また続いて、保母の定義は「児童福祉法施行令」第 13 条に「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」として規定された。保母資格が法的根拠をもち、その取得方法や目的が規定されていたのである。保母資格の取得は、2 つの方法が定められた。1 つは、主務大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業することであり、2 つ目には、保母試験に合格することであった。本稿では、そのうちの前者に焦点をあてた。そして、1948 年には厚生省児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」が各都道府県知事あてに通達された。その目的は、保母の養成施設で児童の保育に必要な理論及び実習を授けることとして明文化された。また、現行の原型となる初の保育士養成課程(カリキュラム)も定められている。そこには、まだこの段階では単位化されていなかったり、実習時間は施設の長が規定したりという簡素な規定であるが、修業科目と保育実習について初めて具体的に規定し、実施に保母養成施設が誕生したことが明らかになった。

改めて着目すべきことは、児童福祉法制定当初に掲げられた子ども観の先見性である。これは、1979 年、国際連合が定めた「児童の権利宣言」に基づく子どもの利益を最善にするという理念にみることができる。

また、本稿では、全国に先駆けた名古屋市の保母養成施設(その後、名古屋市立保育短期大学、現在は名古屋市立大学)誕生史料を基に研究した。多くは触れることができなかつたが、貴重な歴史文献に綴られた証言をもとに展開し、戦禍の中で生存が脅かされた子どもの実態を復興させることに重ねて保母養成が緊急課題とされたことが明らかになった。このことは、いつの時代においても、子どもをどのように観て、そして育むのが人間社会の平和の鍵を握っているといえる。

戦後半世紀をこえ、児童福祉法に明文化された児童の権利の保障は、戦後培われてきた保育制度を崩さず、その歴史的基盤の上に発展させることが求められているのである。

【注】

- 1 松崎芳伸、1948、『児童福祉法』、日本社会事業協会、pp. 2-3
- 2 児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集 上巻』、ドメス出版、pp. 596-606
児童福祉法（成立時）1947年12月12日
- 3 高田正巳、1951、『児童福祉法の解説と運用』、時事通信社出版局、pp. 15-17
「保育所は『保育にかける』児童を入所させるものであることをあきらかにして、幼稚園との混同をさけるようにしたこと」は第5次改正で明らかにされたことを注釈しておく。
- 4 同上書、p. 385
- 5 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗、1980、『戦後保育史』第1巻、フレーベル館、pp. 13-14
- 6 網野武博・柏女霊峰・新保幸男、2005、『児童福祉文献ライブラリー シリーズ 1 児童福祉基本法制 第3巻 児童福祉法関係法令通牒 児童福祉法関係法令通牒(追録1)』、日本図書センター、pp. 21-26
- 7 岡田、前掲書、pp. 267-268
- 8 児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集 下巻』、ドメス出版、pp. 526-528
- 9 全国保育士養成協議会専門委員会編、2006、「保育士養成システムパラダイム転換—新たな専門職像の視点から—」、保育士養成資料集第44号、pp. 10-11
- 10 児童福祉法研究会編、前掲書、pp. 526-528
岡田、前掲書 pp. 260-261
- 11 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2003、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇発第1209001号）
- 12 全国保育士養成協議会専門委員会編、前掲書、pp. 10-11
- 13 児童福祉法研究会編、前掲書、p. 381
岡田、前掲書、pp. 260-262
- 14 同上書、p. 17
- 15 同上書、p. 258
- 16 同上書、p. 258、p. 271
- 17 全国保育士養成協議会専門委員会編、前掲書、pp. 8-9
- 18 岡田、前掲書、p. 13
- 19 神田修・寺崎昌男・平原春好、1973、『史料教育法』、学陽書房、p. 339
- 20 岡田、前掲書、pp. 13-14
- 21 全国保育士養成協議会専門委員会編、前掲書、pp. 47
- 22 同上書、pp. 6
- 23 岡田、前掲書、pp. 159-162
1954年4月までに文部大臣から認定された大学の数は、国立大学39校、公立大学1校、私立大学5校、公立短期大学2校、私立短期大学17校、合計64校であった。このうち、お茶の水女子大学となら女子大学とともに2年制の幼稚園教員臨時養成課程を付設し、国立としては数少ない専門的な幼稚園教員の養成を試みていた。
- 24 児童福祉法研究会編、前掲書、pp. 526-528
岡田、前掲書 pp. 260-261
- 25 岡田、前掲書 pp. 261-262
- 26 児童福祉法研究会編、前掲書、p. 381
- 27 名古屋市立保育短期大学、五十年史編集委員会、1997、『名古屋市立保育短期大学50年史』、ぎょうせい、p. 38
- 28 同上書、p. 62、『あかねさす』は、本学二代学長珠川善子没後10年を期して発刊された追悼文集である。
- 29 同上書、p. 40
- 30 同上書、p. 41-45
『白金児童館』：1937年、社会館・勤労館がのちに白金児童館となる。1965年9月に現在地の尾張旭市に移転するまでの20年間、昭和区白金町で活動していた、ことが本文中の記述からわかる。
- 31 同上書、pp. 42-43
p. 62、注 編集発行白金児童館、白金保育園『社会館から児童館・保育園へ—45年のあゆみ』
- 32 同上書、p. 46
- 33 同上書、pp. 50-56
- 34 岡田、前掲書、pp. 263-265
- 35 岡田、前掲書、p. 266
- 36 岡田、同上書、pp. 264-265

参考文献一覧

- ・ 浦辺史、1976、『日本の児童問題』、新樹出版
- ・ 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編著、1981、『保育の歴史』、青木書店
- ・ 岡田正章・久保いと他編、1980、『戦後保育史』第1巻、フレーベル館
- ・ 神田修・寺崎昌男・平原春好、1973、『史料教育法』、学陽書房
- ・ 「子どもたちの昭和史」編集委員会、1984、『子どもたちの昭和史』、大月書店
- ・ 五十年史編集委員会、1997、『名古屋市立保育短期大学五十年史』、ぎょうせい

- ・ 諏訪きぬ編、2001、『現代保育学入門』、フレーベル館
- ・ 網野武博・柏女霊峰・新保幸男、2005、『児童福祉文献ライブラリー シリーズ1 児童福祉基本法制 第3巻 児童福祉法関係法令通牒 児童福祉法関係法令通牒(追録1)』、日本図書センター
- ・ 児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集成 下巻』、ドメス出版
- ・ 宍戸健夫、1989、『日本の幼児教育：昭和保育思想史』下巻、青木書店
- ・ 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫、1962、『日本の保育』、医歯薬出版株式会社
- ・ 全国保育士養成協議会編、2007、『保育実習指導のミニマムスタンダード 現場と養成校が協働して保育士を育てる』、北大路書房
- ・ 全国保育士養成協議会専門委員会編、2005、「効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅲ－保育実習指導のミニマムスタンダード－」、保育士養成資料集第42号
- ・ 全国保育士養成協議会専門委員会編、2006、「保育士養成システムパラダイム転換－新たな専門職像の視点から－」、保育士養成資料集第44号
- ・ 高田正巳、1951、『児童福祉法の解説と運用』、時事通信社出版局
- ・ 日本保育学会編、1975、『日本幼児保育史』第6巻、フレーベル館
- ・ 丹羽正子、2010、日本保育学会第63回大会自主シンポジウム発表原稿「保育者養成の現状と課題－日本と中国の養成課程の比較を中心に－日本における保育士養成(児童福祉法制定以降)の現状と課題」
- ・ 松崎芳伸、1948、『児童福祉法』、日本社会事業協会

A Course of Training Child Care Workers in the Postwar Period (1) -The Enactment of the Child Welfare Law and the Training of Childcare Workers-

Tomoko Takasago*

Abstract

The origin of day nurseries in Japan can be traced back to the Meiji era. The contemporary childcare centers have remarkably developed since the Child Welfare Law was enacted in 1947.

Neither the workers nor the facilities had been officially authorized for many years before the Law was established. The qualification of the workers as well as the method and standard of educating them had not formally been decided before the Law.

In the post war days when the people were urged to reconstruct their family lives, claims for childcare services were raised among the working parents.

In this paper, the historical characteristics of training childcare workers are to be revealed, and especially, the birth of authorized childcare workers and the establishment of training institutions for the workers are to be focused when the Child Welfare Law was put in force.

Key words: a training institution of childcare workers, a childcare worker, the enactment of the Child Welfare Law

*Osaka College of Social Health and Welfare

Contact Address :

〒590-0014 2-8 Tadei-cho, Sakai-ku, Sakai City, Osaka

Osaka College of Social Health and Welfare

Department of Child Care and Education

E-mail: t.takasago@kenko-fukushi.ac.jp

